

平成29年2月1日

精華町教育委員会  
教育長 太田 信之 様

精華町教育委員会所管施設  
指定管理者評価委員会

委員長 勝山 享 

精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び  
検証結果について

本委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、下記施設に係る指定管理者制度継続採用の妥当性について審査及び検証を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

## 記

### 1 公の施設の名称

精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設

- ①精華町立体育館・コミュニティーセンター（むくのきセンター）
- ②打越台グラウンド・テニスコート
- ③池谷公園多目的コート
- ④木津川河川敷多目的広場

### 2 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日の5年間

### 3 審査及び検証対象期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日の3年間

### 4 審査及び検証方法

検証対象期間において指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、本委員会で評価した結果等により審査するとともに検証を実施した。本委員会の委員3名により、議論を尽くす中で、十分な審査及び検証が実施できたものとする。

なお、本委員会は、指定管理者制度継続採用の妥当性を検証するものであり、指定管理者の適否や法人自体の評価は実施していない。

### 5 審査及び検証結果

検証の結果、当該施設の管理・運営において指定管理者制度等による効果が認められるものであり、指定管理者制度を継続採用することが妥当であると判断した。

なお、当該施設の指定管理者制度がさらに充実したものになるよう、次期の指定管理者を公募、選定する際に検討されたい点についても、次のとおり本委員会の意見として記すこととした。

#### 【制度の効果及び評価した点】

- むくのきセンターの利用状況は、制度導入前の平均値を大きく上回る稼働実績となっている。
- むくのきセンターの自主事業は、社会教育施設であることを踏まえ、文化事業を含めた事業展開がなされている。
- 各種団体等と十分な調整やニーズの把握、利用者アンケートに基づく施設利用者の利便性が向上している。
- 指定管理業務全体の収支バランスは良好である。
- 収入面においては、文化事業を含む自主事業や一部施設の利用時間の延長、利便性向上により増額が確保できている。
- 支出面においては、利用時間の延長や事業内容の拡充にかかわらず、効率的な人員配置による人件費、節電の工夫による電気代が抑制されている。

#### 【公募、選定時に検討を要する意見】

- 教育委員会は、指定管理者の応募要件として、次の項目を検討されたい。
  - むくのきセンターが社会教育の拠点施設であることから、文化的要素を含めた事業展開を進めること。
  - 公共サービスの担い手として、教育委員会等と円滑な事業連携を図ること。
  - 指定管理者制度による管理運営や事業内容等の積極的な広報展開を図ること。
- 教育委員会は、経年劣化による計画的な修繕対応、消費税率の改正による収支計画への影響等に配慮した基本協定の締結等を検討されたい。
- 教育委員会は、施設管理と各種教室等の事業運営のそれぞれを専門とする事業者の共同事業体による提案にも配慮した公募制度の実施を検討されたい。